

平成25年住宅・土地統計調査 調査票乙の記入のしかた



総務省統計局

調査票に記入する前に、本書をよくお読みください。

※インターネットにより回答する場合は、『オンライン調査利用ガイド』をご利用ください。

2ページに「世帯と世帯員の決め方」、3ページに「あなたの世帯の記入箇所」、4ページ以降に「調査票の記入例・記入についての説明」があります。

調査票の記入内容は、統計をつくるためだけに使うもので、その他の目的に使われることはありません。

◇「統計法」により、調査員をはじめ調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすこと、調査票を徴税など統計を作る目的以外に使用することは固く禁じられています。

調査員が調査票を

〈市区町村 連絡先〉

10月 日 ()

午前

午後

時ごろ

受け取りにうかがいます。

調査員の訪問日時の変更や調査票の追加が必要な場合は、上記の連絡先までご連絡ください。

- お配りした封筒に調査票を入れて、封をして提出することができます。その場合、調査員は開封せず、そのまま市区町村に提出します。

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについて、分からない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、下記のコールセンターにご連絡ください。

住宅・土地統計調査
コールセンター

☎ 0570-08-5656

設置期間：平成25年10月27日(日)まで
受付時間：午前8時～午後9時
(土・日・祝日を含む)

※一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。
※IP電話・PHSの場合は、03-6800-2013におかけください。(この場合、所定の通話料金がかかります。)

●世帯と世帯員の決め方
●あなたの世帯の記入箇所
2・3ページ

●調査票の記入にあたって
●調査票の記入についての
説明(調査票第1面)
4・5ページ

●調査票の記入に
ついての説明
(調査票第2・3面)
6・7ページ

●調査票の記入に
ついての説明
(調査票第4・5面)
8・9ページ

●調査票の記入に
ついての説明
(調査票第6・7面)
10・11ページ

世帯の決め方

- 一般の家庭のように住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
- 一人で1戸をかまえている人（一人でアパートなどに住んでいる人を含む。）は、一人で一つの世帯とします。

● 次の人たちは、それぞれに示すように世帯を決めます。

- ・ 間借りしている人
・ 同居している人
・ 住み込みの従業員 } → ◆ 単身者……… 一人で一つの世帯
◆ 夫婦など……… 家族ごとに一つの世帯
- ・ 単身の住み込みの家事手伝い → 雇主の世帯に含めます
- ・ 会社や学校の寮・寄宿舎に住んでいる人 → ◆ 管理者・家主など……… 一つの世帯
◆ 単身者……… 棟ごとに一つの世帯
◆ 夫婦など……… 家族ごとに一つの世帯

あなたの世帯に 1 人だけ住んでいる人 を世帯員とします

1 人だけ住んでいる人とは

- 10月1日（火）現在、あなたの世帯に、
- すでに3か月以上住んでいる人
 - まだ3か月にならないが、3か月以上にわたって住むことになっている人をいいます。

● 次の人たちは、それぞれに示す場所で調査します。

- ・ 単身赴任・出かせぎ・出張などで一時的に不在の人 → 自宅を不在にする期間が
◆ 3か月未満のとき……… 自宅
◆ 3か月以上にわたるとき……… 赴任先、出かせぎ先、出張先など
- ・ 学校の学生寮・寄宿舎などから通学している学生・生徒 → その学生寮・寄宿舎
- ・ 病院・療養所などに入院している人 → 入院してから
◆ 3か月にならない人……… 自宅
◆ すでに3か月以上の人……… 入院先
- ・ 船に乗り組んでいる人 → 自宅
- ・ 2か所に住居をもっている人 → ふだん寝泊りする日数の多い住居

調査票第1面下部の **世帯の種類** 欄に記入してある世帯の種類に応じて、記入していただく欄が異なります。

※「世帯の種類」欄に記入がない場合は、お手数ですが1ページの＜市区町村 連絡先＞にご連絡ください。

★あなたの世帯は、次の①～⑤のうち、どれですか。

★図の塗りつぶされた箇所があなたの世帯の記入箇所です。

住宅に住んでいる世帯

①主世帯

- ・ 1住宅で1戸をかまえている世帯
- ・ 2世帯以上が住む場合の家主などの世帯

②同居世帯

- ・ 主世帯と生計をともにしていない親や子の世帯
- ・ 友人や同僚と住居をともにして住んでいる世帯
- ・ 住み込みの従業員の世帯

住宅以外の建物に住んでいる世帯

（会社・学校等の寮・寄宿舎、旅館・宿泊所、工場などの建物に住んでいる世帯）

③管理者・家主などの世帯

④一般の世帯（家族で住んでいる世帯）

⑤単身者世帯（単身者又は単身者の集まりの世帯）

図1…住宅に住んでいる主世帯が記入する欄

調査票乙 I あなたの世帯について	II 世帯の家計を主に支える人について	III 現住居について	IV 現住居の敷地について	V 現住居以外の住宅・土地の所有について	VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など	VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面	第7面

図2…住宅に住んでいる同居世帯が記入する欄

調査票乙 I あなたの世帯について	II 世帯の家計を主に支える人について	III 現住居について 13 床面積	IV 現住居の敷地について	V 現住居以外の住宅・土地の所有について	VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など	VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面	第7面

図3…住宅以外の建物に住んでいる管理者・家主などの世帯及び一般の世帯が記入する欄

調査票乙 I あなたの世帯について	II 世帯の家計を主に支える人について	III 現住居について 11 名義人	IV 現住居の敷地について	V 現住居以外の住宅・土地の所有について	VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など	VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面	第7面

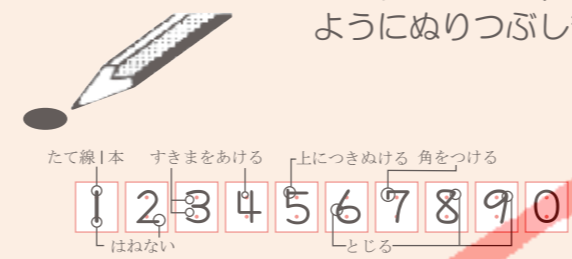
図4…住宅以外の建物に住んでいる単身者世帯が記入する欄

調査票乙 I あなたの世帯について 1世帯の構成 (ア)世帯人員の合計	II 世帯の家計を主に支える人について	III 現住居について 9 居住室	IV 現住居の敷地について	V 現住居以外の住宅・土地の所有について	VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など	VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林
第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	第6面	第7面

調査票の記入にあたって

- 調査票は、必ず**黒の鉛筆**又は**シャープペンシル**で記入してください。ボールペンや万年筆は、黒色でも使用しないでください。
- 書き間違えた場合は、**消しゴム**できれいに消してから記入してください。
- **枠からはみださない**ように記入してください。
- 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。

記入例



《マーク》
マーク ○ は、● のようにぬりつぶします。

《数字》
数字は、右づめで書きます。
26,897 ⇒

2	6	8	9	7
十	万	千	百	十

【小数第一位まで記入欄がある場合】
43 ⇒

4	3	0
百	十	一

0の場合でも書きます。

《文字》
文字は、左づめで書きます。
福岡

都	道	府	県

福岡

市	郡	等	

東

区	町	村	

調査票の記入例・記入についての説明

■調査票 第1面

1 世帯の構成

- あなたの世帯に**ふだん**住んでいる人(世帯員)全員について書いてください。
- ふだん住んでいる人とは、**10月1日(火)現在**、あなたの世帯に、
 - ◆ **すでに3か月以上**住んでいる人
 - ◆ **まだ3か月にならないが、3か月以上**にわたって住むことになっている人
 をいいます。
- 単身赴任や出かせぎなどで3か月以上にわたって不在の人は世帯員に含めません。
- 家族以外の人でも、あなたの世帯に3か月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合は、その人も世帯員に含めます。
※ **生計をともにしていない場合は、別の調査票に記入**します。調査票がない場合は、1ページの<市区町村 連絡先>にご連絡ください。

世帯の種類 (調査員が記入する欄)

- 「世帯の種類」欄に記入してある世帯の種類に応じて、調査票に記入していただく欄が異なります。
- 3ページの「あなたの世帯の記入箇所」を確認する際に参照します。

記入者氏名 **統計 太郎** 電話番号 **123 - 456 - 7890** (記入内容にわからないことがあった場合の確認にのみ利用いたします)

I あなたの世帯について

世帯の構成

- ・ふだん住んでいる人についてもれなく記入してください
- ・単身赴任 出かせぎなどで この住居を離れて3か月以上 (その見込みを含む) になる人は除きます
- ・住み込みの家事手伝いも含めます
- ・住み込みの従業員や下宿人は別の世帯としますので 人員から除きます

(ア)世帯人員の合計

		5
百	十	一

人 (数字は右づめで書いてください)

(イ)各世帯員の男女の別や年齢など

- ・年齢は 平成25年10月1日現在の満年齢を書いてください
- ・続き柄は 世帯の家計を主に支える人との続き柄を 右の選択肢の中から選んでその番号を書いてください

世帯の家計を主に支える人	男女の別	年齢	配偶者の有無	続き柄					
1	男 ● 女 ○	<table border="1"><tr><td>5</td><td>0</td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳	5	0	百	一	あり ● なし ○	<table border="1"><tr><td>1</td></tr></table>	1
5	0								
百	一								
1									
2	男 ○ 女 ●	<table border="1"><tr><td>4</td><td>8</td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳	4	8	百	一	あり ● なし ○	<table border="1"><tr><td>2</td></tr></table>	2
4	8								
百	一								
2									
3	男 ● 女 ○	<table border="1"><tr><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳	2	1	百	一	あり ○ なし ●	<table border="1"><tr><td>3</td></tr></table>	3
2	1								
百	一								
3									
4	男 ○ 女 ●	<table border="1"><tr><td>1</td><td>8</td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳	1	8	百	一	あり ○ なし ●	<table border="1"><tr><td>3</td></tr></table>	3
1	8								
百	一								
3									
5	男 ○ 女 ●	<table border="1"><tr><td>7</td><td>0</td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳	7	0	百	一	あり ○ なし ●	<table border="1"><tr><td>5</td></tr></table>	5
7	0								
百	一								
5									
6	男 ○ 女 ○	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳			百	一	あり ○ なし ○	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>	
百	一								
7	男 ○ 女 ○	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳			百	一	あり ○ なし ○	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>	
百	一								
8	男 ○ 女 ○	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td>百</td><td>一</td></tr></table> 歳			百	一	あり ○ なし ○	<table border="1"><tr><td> </td></tr></table>	
百	一								

この調査票は機械にかかけますので汚さないでください

本人(世帯の家計を主に支える人)

【続き柄の選択肢】

- 配偶者
- 子
- 子の配偶者
- 父母
- 配偶者の父母
- 孫
- 祖父母
- 兄弟姉妹
- 他の親族
- その他

世帯の家計を主に支える人

- 「世帯の家計を主に支える人」とは、あなたの世帯にふだん住んでいる人で、家計の主な収入を得ている人をいいます。
- ふだん住んでいない単身赴任中の配偶者からの送金により家計を支えているような場合は、送金をしている人ではなく、あなたの世帯のうちの一人を代表者とし、その代表者をこの欄に記入します。(この場合、単身赴任中の配偶者はあなたの世帯には含めません。)

配偶者の有無

- 配偶者があなたの世帯に含まれない場合でも、配偶者「あり」とします。

続き柄

- 続き柄は、本人(世帯の家計を主に支える人)からみた続き柄を、世帯員ごとに選択肢の中から選んで書きます。

<調査員記入欄(世帯では記入しないでください)>

世帯の種類	
住宅に居住している世帯	住宅以外の建物に居住している世帯
● 主世帯	○ 会社等の寮・寄宿舎
○ 同居世帯	○ 学校等の寮・寄宿舎
	○ 旅館・宿泊所
	○ その他の建物
	○ 管理者・家主などの世帯
	○ 一般の世帯
	○ 単身者世帯

事務使用欄

--	--	--	--

 調査単位区番号

9	9	9
---	---	---

 - 建物番号

3	0
---	---

 - 住宅番号

--	--	--	--

 調査票番号

--	--

政府統計

● 調査票の記入にあたっての調査票の記入についての説明(調査票第1面)

2 世帯全員の1年間の収入(税込み)

- ここでいう収入には、内職・副業による収入や年金・恩給などの給付金も含まれます。
- 相続・贈与や退職金などの一時的な収入は含めません。

3 勤めか 自営かなどの別

- 「会社・団体・公社又は個人」には、会社・団体の社長・取締役・理事などの役員も含まれます。
- 「商工その他」には、個人経営の商店主・工場主のほか、開業医・弁護士・画家や家庭で内職をしている人も含まれます。

4 通勤時間(片道)

- 自宅を出てから勤め先に着くまでのふだんの所要時間を記入してください。
- 外務員、バスの運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている場合は、所属している会社、営業所などまでの通勤時間を記入してください。

5 子の住んでいる場所

- 子の住んでいる場所までの所要時間は、ふだん行き来している交通手段(徒歩を含む。)によるものとします。なお、所要時間には、乗り換えや待ち合わせの時間も含まれます。

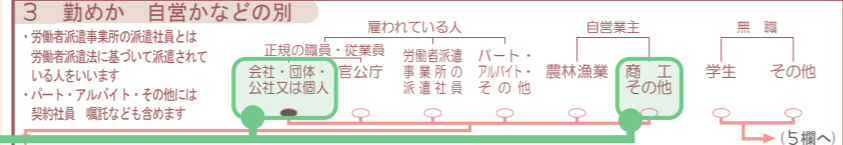
6 東日本大震災による転居

- (ア)東日本大震災により転居しましたか
- ここでいう転居には、以下の(イ)に示す理由によるすべての転居を含めます。
 - 震災により一度でも転居した場合は「転居した」とします。
- (イ)転居の主な理由は何ですか
- 「住宅に住めなくなった」とは、住宅が半壊又は全壊した、居住地域が避難地域に指定されたなどにより、住宅に住めなくなった場合をいいます。
 - 「その他」とは、上記以外で、例えば、就学や仕事の関係、生活への全般的不安感などが理由で転居した場合をいいます。
 - 震災による転居を複数回した場合は、最初に転居した際の主な理由を記入してください。

I あなたの世帯について(つづき)

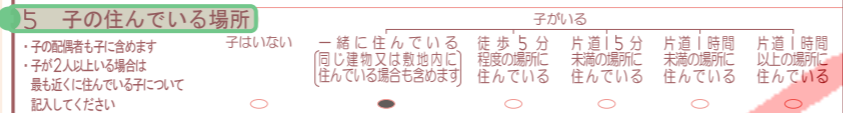
2 世帯全員の1年間の収入(税込み)	100	200	300	400	500	700	1000	1500	2000
・ボーナス・残業手当など臨時収入や配当金など財産収入 年金なども含めます	100	200	300	400	500	700	1000	1500	2000
・住送り金も収入とします	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円未満	万円以上
・自営業の場合は、売上高ではなく営業利益を記入してください									

II 世帯の家計を主に支える人について



4 通勤時間(片道)

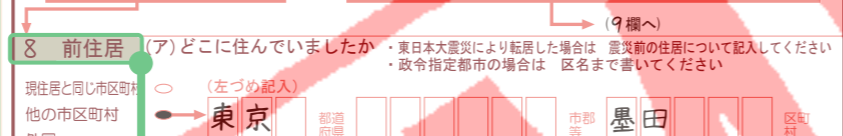
自宅・住み込み	15分未満	15分～30分未満	30分～45分未満	45分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分～2時間未満	2時間以上



7 現住居への入居時期

入居してから住居が建て替えられた場合は、建て替え以前の住居について記入してください

平成	25年	24年	23年	22年	21年	20年	17年	12年	7年	平成2年	昭和	56年	46年	36年	26年	昭和25年	以前



7 現住居への入居時期

- 生まれたときから引き続き、現在の住居に住んでいる場合は、出生時を入居時期とします。

8 前住居

- (ア)どこに住んでいましたか
- 前住居が「他の市区町村」の場合は、住んでいた都道府県、市区町村名を書いてください。

III 現住居について

9 居住室

居室の場合も畳数に含めます

・食事室兼台所(ダイニング・キッチン)は居住室に含めますが流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない部分は含めません

・同居世帯がある世帯では、同居世帯が使用している室も含めます

・同居世帯では、使用している室数の合計とその畳数を書いてください

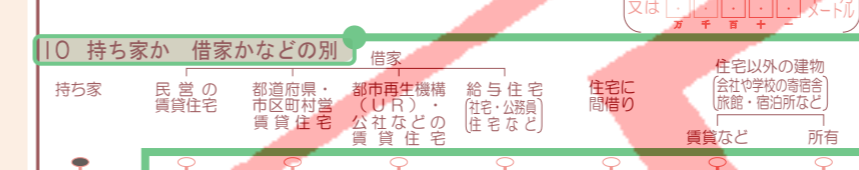
室数の合計

その畳数 (小数第1位まで)

41.0畳

(小数点以下は四捨五入)

又は 平方メートル



11 名義人

あなたの世帯の世帯員(世帯主を含む)

あなたの世帯の世帯員の持ち分

他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

その他

12 1か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費

・無料の場合は「0」円と書いてください

家賃又は間代

共益費又は管理費(共用部分の電気料・清掃費など)

13 床面積

居住室だけでなく、住宅全体の床面積について書いてください

・アパート・マンションなどの共同住宅の場合は、専用の部分の床面積を「床面積の合計」欄のみ書いてください

・小数点以下は四捨五入してください

床面積の合計(延べ面積)

うち1階の床面積

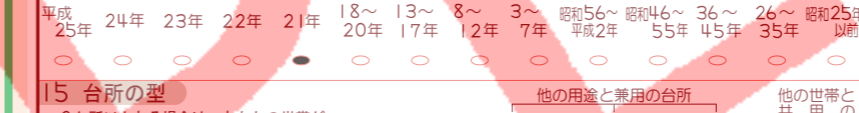
105平方メートル

62平方メートル

14 建築の時期(完成の時期)

・建て増しや改修をした場合は、その部分が現住宅の床面積の合計の半分以上であれば、その時期を建築の時期とします

平成	25年	24年	23年	22年	21年	20年	18年	13年	8年	3年	昭和	56年	46年	36年	26年	昭和25年	以前



17 省エネルギー設備等

(ア)太陽熱を利用した温水機器等がありますか

太陽熱を利用した発電機器がありますか

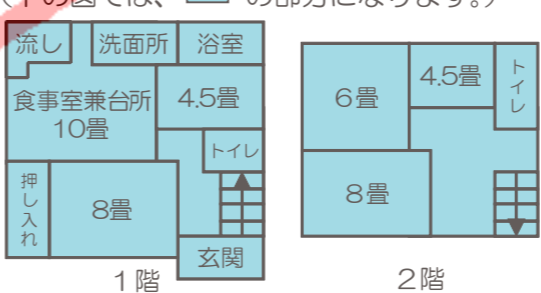
二重サッシ又は複層ガラスの窓はありますか

すべての窓に

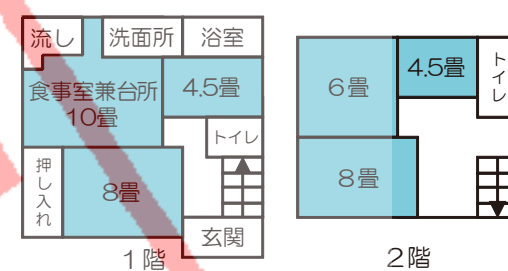
一部の窓に

ない

13 床面積

- 「床面積」には、住宅全体の床面積を書きます。(下の図では、の部分になります。)
- 同居世帯がある世帯では、同居世帯が使用している部分の床面積も含めます。

9 居住室

- 「居住室」とは、居間・茶の間・寝室・書斎・客間・仏間・食事室などをいいます。(下の図では、の部分になります。)

10 持ち家か 借家かなどの別

- 「持ち家」には、登記が済んでいない場合や、ローンなどで支払いが完了していない場合も含めます。

11 名義人

- 不動産の登記簿上の名義人によって記入してください。

12 1か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費

- 「家賃又は間代」には、共益費・管理費は含めません。
- 同居世帯がある世帯では、同居世帯の分も含めた総額を記入してください。同居世帯では同居世帯で負担している額を記入します。

16 高齢者等のための設備等

- 「またぎやすい高さの浴槽」とは、洗い場から浴槽の縁までの高さが高齢者や障がい者に配慮した高さの浴槽をいいます。高齢者用の場合は、約30～50cmとします。
- 「廊下などが車いすで通行可能な幅」は、一般的な車いすでは、約80cmです。
- 「段差のない屋内」とは、高齢者などが屋内で段差につまずいたりしないよう設計されたものをいいます。なお、玄関の「上がりかまち」や階段は、ここでいう段差には含めません。

17 省エネルギー設備等

- (ウ)二重サッシ又は複層ガラスの窓はありますか
- 二重サッシとは、外窓と内窓が二重(又は三重)構造となった窓のことをいいます。
 - 複層ガラスとは、複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層をつくることによって断熱効果をもたせたものをいいます。

● 調査票の記入に
ついでの説明
(調査票第2・3面)

18 住宅の建て替え 新築 購入などの別

- 「新築した（建て替えを除く）」とは、新しく住宅（持ち家）を建てた場合、あるいは以前にあった住宅以外の建物や施設を壊して、そこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合をいいます。
- 「新築の住宅を購入」とは、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を購入した場合をいいます。

19 平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等

- 東日本大震災による被災箇所を改修（復旧）工事した場合、この欄にも記入します。

20 平成21年1月以降における住宅の耐震診断の有無

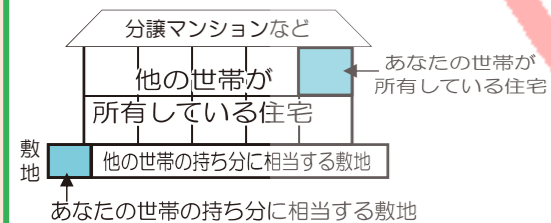
- 耐震診断とは、建築事業者などの建築士に依頼して、地震に対する安全性について調べることをいいます。

22 所有地か 借地などの別

- 「定期借地権など」には、建物譲渡特約付借地権を含めます。

24 敷地面積

- 分譲マンションなどで、建物内の各住宅の持ち分に応じて建物全体の敷地の一部を所有している場合は、あなたの世帯の持ち分に相当する敷地について書いてください。



III 現住居について（つづき）

18 住宅の建て替え 新築 購入などの別

19 平成21年1月以降の住宅の増改築 改修工事等

20 平成21年1月以降における住宅の耐震診断の有無

21 平成21年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無

IV 現住居の敷地について

22 所有地か 借地などの別

23 名義人

24 敷地面積

25 取得方法・取得時期等

25 取得方法・取得時期等

- (ア)だれから買ったり借りたりなどしたのですか
- 複数の方法によって取得した場合は、最も面積の大きい部分を取得した方法について記入してください。
 - 仲介者ではなく、敷地を買ったり借りたりした相手方について記入してください。
- (イ)いつ買ったり借りたりなどしたのですか
- 借地の場合は、契約更新時期ではなく、最初の契約時期について記入してください。
 - 相続や贈与によって敷地を取得した場合は、相続や贈与を受けた時期について記入してください。

V 現住居以外の住宅・土地の所有について

26 現住居以外の住宅

27 現住居以外の土地

27 現住居以外の土地

- (ア)所有していますか
- 「所有している」には、登記が済んでいない場合、ローンなどで支払いが完了していない場合、建物内の各住戸の持ち分（区分所有分）に応じて、建物全体の敷地の一部を所有している場合も含めます。
- (イ)土地の種類及び所有総数
- 宅地などを所有している場合、所有している区画の総数を書きます。区画とは、公道や河川などにより分割されていない地続きで連続した土地をいいます。
 - 農地・山林を所有している場合、農地・山林が所在する市区町村の総数を書きます。
 - 登記簿上は田、畑、牧場、山林となっている土地であっても、住宅が建っているなど利用現況が異なる場合は、「宅地など」とします。
 - 一つの区画の中にあなたの世帯の世帯員だけで所有している区画と他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有している区画がある場合は、それぞれ別の区画として記入します。

(ア)所有していますか

- 「所有している」には、登記が済んでいない場合、ローンなどで支払いが完了していない場合も含めます。
- (イ)何戸所有していますか
 - 「二次的住宅・別荘用」とは、ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなどたまに使用する住宅や、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する、いわゆる別荘をいいます。なお、貸別荘は「貸家用」とします。
 - 「その他」とは、売却などのため現在空き家となっている住宅や、あなたの世帯が昼間だけ使用している住宅などをいいます。
- (ウ)床面積の合計（延べ面積）は何平方メートルですか
 - 所有している住宅が、他の世帯の世帯員などと共有名義の場合は、あなたの世帯の世帯員（世帯主を含む。）の持ち分に相当する床面積の合計（延べ面積）を書いてください。

● 調査票の記入に
ついでの説明
(調査票第4・5面)

VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など

- 複数の区画を所有している場合は、面積の大きい区画から順にすべて記入してください。ただし、4区画以上所有している場合は、面積の大きい区画から順に3区画まで記入してください。

29 土地の所有形態

- 不動産の登記簿上の名義人によって記入してください。

33 土地の利用現況

- その土地を誰かに貸している（無償を含む。）場合も、貸している土地がどのように利用されているかについて記入してください。
- 主に建物の敷地以外に利用している場合で、道路、家庭菜園などは、「その他に利用」とします。

34 土地の主たる使用者

- その土地を貸している（無償を含む。）場合は、その相手方を使用者とします。
- 空き店舗などで使用していない場合は、「使用者はいない」とします。

VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など 2区画目

- 現住居の敷地以外の宅地などを2区画以上所有している場合は、2区画目について記入してください。所有している宅地などが1区画の場合、記入の必要はありません。

30 土地の面積

- 複数の区画を所有している場合は、面積の大きい区画から順に記入してください。

VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など

1区画目 地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごとに記入してください。ただし、同じ区画であっても、「29土地の所有形態」が異なる場合は、それぞれ別の区画として記入してください。

28 土地の所在地 (左づめ記入) ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
 現住居と同じ市区町村 ○ 東京 都道府県 東村山 市部 区町村
 他の市区町村 ○

29 土地の所有形態 (左づめ記入) ・あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○
 あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○ 他人など共同で所有 ○

30 土地の面積 (小数点以下は四捨五入) 平方メートル
 あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○ (小数点以下は四捨五入) 又は (小数点以下は四捨五入) 坪
 227

31 土地の取得方法 国・都道府県・市区町村から購入 ○ 会社・URなどの法人から購入 ○ 個人から購入 ○ 相続・贈与で取得 ○ その他 ○

32 土地の取得時期 平成23～25年 ○ 13～22年 ○ 3～12年 ○ 昭和56～平成2年 ○ 昭和46～55年 ○ 26～45年 ○ 昭和25年以前 ○

33 土地の利用現況 ・複数の目的に利用している場合は 主なものを一つだけ記入してください
 主に建物の敷地として利用 ○ 主に建物の敷地以外に利用 ○ 利用していない(空き地・原野など) ○
 一戸建専用住宅 ○ 一戸建店舗等併用住宅 ○ 共同住宅(長屋建住宅) ○ 事務所・店舗 ○ 工場・倉庫 ○ ビル型駐車場 ○ その他(の建物) ○ 屋外駐車場 ○ 資材置場 ○ スポーツ・レジャー用地 ○ その他(空き地・原野など) ○

34 土地の主たる使用者 あなたの世帯の世帯員 ○ 住居又は生計をともにしていない配偶者・親など ○ その他(の世帯の世帯員)又は法人など ○ 使用者はいない ○
 ・駐車場経営やアパート経営などの場合は その建物の施設を利用している人について記入してください

2区画目 現住居の敷地以外の宅地などを2区画以上所有する場合のみ記入してください。

28 土地の所在地 (左づめ記入) ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
 現住居と同じ市区町村 ○ 埼玉 都道府県 草加 市部 区町村
 他の市区町村 ○

29 土地の所有形態 (左づめ記入) ・あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○
 あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○ 他人など共同で所有 ○

30 土地の面積 (小数点以下は四捨五入) 平方メートル
 あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○ (小数点以下は四捨五入) 又は (小数点以下は四捨五入) 坪
 200

31 土地の取得方法 国・都道府県・市区町村から購入 ○ 会社・URなどの法人から購入 ○ 個人から購入 ○ 相続・贈与で取得 ○ その他 ○

32 土地の取得時期 平成23～25年 ○ 13～22年 ○ 3～12年 ○ 昭和56～平成2年 ○ 昭和46～55年 ○ 26～45年 ○ 昭和25年以前 ○

33 土地の利用現況 ・複数の目的に利用している場合は 主なものを一つだけ記入してください
 主に建物の敷地として利用 ○ 主に建物の敷地以外に利用 ○ 利用していない(空き地・原野など) ○
 一戸建専用住宅 ○ 一戸建店舗等併用住宅 ○ 共同住宅(長屋建住宅) ○ 事務所・店舗 ○ 工場・倉庫 ○ ビル型駐車場 ○ その他(の建物) ○ 屋外駐車場 ○ 資材置場 ○ スポーツ・レジャー用地 ○ その他(空き地・原野など) ○

34 土地の主たる使用者 あなたの世帯の世帯員 ○ 住居又は生計をともにしていない配偶者・親など ○ その他(の世帯の世帯員)又は法人など ○ 使用者はいない ○
 ・駐車場経営やアパート経営などの場合は その建物の施設を利用している人について記入してください

VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など (つづき)

3区画目 現住居の敷地以外の宅地などを3区画以上所有する場合のみ記入してください。

28 土地の所在地 (左づめ記入) ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
 現住居と同じ市区町村 ○ 市部 区町村
 他の市区町村 ○

29 土地の所有形態 (左づめ記入) ・あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○
 あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○ 他人など共同で所有 ○

30 土地の面積 (小数点以下は四捨五入) 平方メートル
 あなたの世帯の世帯員または世帯員だけで所有 ○ (小数点以下は四捨五入) 又は (小数点以下は四捨五入) 坪

31 土地の取得方法 国・都道府県・市区町村から購入 ○ 会社・URなどの法人から購入 ○ 個人から購入 ○ 相続・贈与で取得 ○ その他 ○

32 土地の取得時期 平成23～25年 ○ 13～22年 ○ 3～12年 ○ 昭和56～平成2年 ○ 昭和46～55年 ○ 26～45年 ○ 昭和25年以前 ○

33 土地の利用現況 ・複数の目的に利用している場合は 主なものを一つだけ記入してください
 主に建物の敷地として利用 ○ 主に建物の敷地以外に利用 ○ 利用していない(空き地・原野など) ○
 一戸建専用住宅 ○ 一戸建店舗等併用住宅 ○ 共同住宅(長屋建住宅) ○ 事務所・店舗 ○ 工場・倉庫 ○ ビル型駐車場 ○ その他(の建物) ○ 屋外駐車場 ○ 資材置場 ○ スポーツ・レジャー用地 ○ その他(空き地・原野など) ○

34 土地の主たる使用者 あなたの世帯の世帯員 ○ 住居又は生計をともにしていない配偶者・親など ○ その他(の世帯の世帯員)又は法人など ○ 使用者はいない ○
 ・駐車場経営やアパート経営などの場合は その建物の施設を利用している人について記入してください

VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林

1市区町村目 農地・山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。
 ○面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。

35 農地・山林の所在地 (左づめ記入) ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
 現住居と同じ市区町村 ○ 山形 都道府県 米沢 市部 区町村
 他の市区町村 ○

36 面積の合計 (小数点以下は四捨五入) 平方メートル
 [農地の合計] 3000 [山林の合計] 2000

2市区町村目 農地・山林を2市区町村以上所有する場合のみ記入してください。

35 農地・山林の所在地 (左づめ記入) ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください
 現住居と同じ市区町村 ○ 秋田 都道府県 鹿角 市部 区町村
 他の市区町村 ○

36 面積の合計 (小数点以下は四捨五入) 平方メートル
 [農地の合計] 2000 [山林の合計]

VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林 2市区町村目

- 現住居の敷地以外の農地・山林を2市区町村以上に所有している場合は、2市区町村目について記入してください。所有している農地・山林が1市区町村のみの場合、記入の必要はありません。なお、3市区町村以上に所有している場合、3市区町村目以降については、記入の必要はありません。

VI 現住居の敷地以外に所有する宅地など 3区画目

- 現住居の敷地以外の宅地などを3区画以上所有している場合は、3区画目について記入してください。所有している区画が2区画以下の場合、記入の必要はありません。なお、4区画以上所有している場合、4区画目以降については記入の必要はありません。

VII 現住居の敷地以外に所有する農地・山林

- 複数の市区町村に所有している場合は、農地と山林の合計面積の大きい順に2市区町村目まで記入してください。
- 耕作放棄地は、宅地など（農地・山林以外の土地）として扱います。休耕田については、いつでも耕作できる状況にある場合か、耕作の意思がある場合は、農地とします。

● 調査票の記入についての説明 (調査票第6・7面)

面積の単位換算早見表

【 畝・反・町 → m² ← 坪 】

【 a・ha → m² ← 坪 】

【 畳 → m² ← 坪 】

畝	反	町	m ²	坪
0.1	-	-	10	3
0.5	-	-	50	15
1.0	0.1	-	99	30
5.0	0.5	-	496	150
10.0	1.0	0.1	992	300
20.0	2.0	0.2	1,984	600
30.0	3.0	0.3	2,975	900
40.0	4.0	0.4	3,967	1,200
50.0	5.0	0.5	4,959	1,500
60.0	6.0	0.6	5,950	1,800
70.0	7.0	0.7	6,942	2,100
80.0	8.0	0.8	7,934	2,400
90.0	9.0	0.9	8,926	2,700
100.0	10.0	1.0	9,917	3,000
150.0	15.0	1.5	14,876	4,500
200.0	20.0	2.0	19,835	6,000
300.0	30.0	3.0	29,752	9,000
400.0	40.0	4.0	39,669	12,000
500.0	50.0	5.0	49,587	15,000
1,000.0	100.0	10.0	99,174	30,000
1,500.0	150.0	15.0	148,760	45,000
2,000.0	200.0	20.0	198,347	60,000
3,000.0	300.0	30.0	297,521	90,000
4,000.0	400.0	40.0	396,694	120,000
5,000.0	500.0	50.0	495,868	150,000

a (アール)	ha (ヘクタール)	m ²	坪
0.1	-	10	3
0.5	-	50	15
1.0	-	100	30
5.0	-	500	151
10.0	0.1	1,000	303
20.0	0.2	2,000	605
30.0	0.3	3,000	908
40.0	0.4	4,000	1,210
50.0	0.5	5,000	1,513
60.0	0.6	6,000	1,815
70.0	0.7	7,000	2,118
80.0	0.8	8,000	2,420
90.0	0.9	9,000	2,723
100.0	1.0	10,000	3,025
150.0	1.5	15,000	4,538
200.0	2.0	20,000	6,050
300.0	3.0	30,000	9,075
400.0	4.0	40,000	12,100
500.0	5.0	50,000	15,125
600.0	6.0	60,000	18,150
700.0	7.0	70,000	21,175
800.0	8.0	80,000	24,200
900.0	9.0	90,000	27,225
1,000.0	10.0	100,000	30,250
5,000.0	50.0	500,000	151,250

畳	m ²	坪
0.5	0.8	0.25
1.0	1.7	0.50
2.0	3.3	1.00
3.0	5.0	1.50
4.0	6.6	2.00
4.5	7.4	2.25
5.0	8.3	2.50
6.0	9.9	3.00
7.0	11.6	3.50
8.0	13.2	4.00
9.0	14.9	4.50
10.0	16.5	5.00
15.0	24.8	7.50
20.0	33.1	10.00
30.0	49.6	15.00
40.0	66.1	20.00
50.0	82.6	25.00
100.0	165.3	50.00

1反 = 991.736m² = 300坪
(1反 = 10畝 = 0.1町)

1a = 100m² = 30.25坪
1ha = 10,000m² = 3,025坪
(1ha = 100a)

1畳 = 1.65289m² = 0.5坪

平成 20 年住宅・土地統計調査の結果から、次のようなことが分かりました

住宅の規模が特に大きい日本海側の県

平成 20 年住宅・土地統計調査の結果からみた 1 住宅当たりの延べ面積は、全国平均で 94.13 m²となっています。これを都道府県別にみると、富山県が 151.37 m²と最も広く、以下、福井県、秋田県、山形県、新潟県の順で続いており、日本海側の各県で住宅の規模が大きくなっています。

一方、最も狭いのは東京都の 63.94 m²で、大阪府、沖縄県、神奈川県、京都府がこれに続いています。

1 住宅当たり延べ面積-都道府県 (平成 20 年)

